

助成金受給条件確認シート

- 正社員を1名以上雇用している
- 雇用保険、社会保険を払っている
- ※社員数5名未満の個人事業主は雇用保険のみでもOK
- 半年以内に会社都合の解雇をしていない
- 残業代未払い等、労務違反を犯していない

全ての条件がクリアであれば、下の助成金が受給可能です。

現在、「就業規則」がない事業者さまには、当社提携社労士が格安で新たに作成します。

合計170万円～230万円

1	能力評価制度導入（キャリア形成促進助成金）	50万円	170万円
		+	
2	セルフ・キャリアドック制度導入（キャリア形成促進助成金）	50万円	
		+	
3	教育訓練休暇等制度（キャリア形成促進助成金）	50万円	
		+	
4	研修制度導入（職場定着支援助成金）	10万円	
		+	
5	健康づくり制度導入（職場定着支援助成金）	10万円	
		+	
	1年後、離職率が下がれば	60万円	

↓
230万円

**5つの制度を、「就業規則」に追記し、
実行するだけです。**

5つの制度の内容

1.能力評価制度を導入

評価制度を作成し、ジョブカードを使用して従業員の評価をします。

2.セルフ・キャリアドック制度を導入

「キャリアコンサルタント」が従業員のキャリア面談を行い働く意欲を高めます。

3.教育訓練休暇等制度を導入

従業員が外部の研修に参加するための有給休暇を付与します。

4.研修制度を導入

従業員に10時間以上の職務に関連する研修を受講させます。

5.健康づくり制度を導入

従業員に法定外の健康診断を受診させます。

4.5.を実施後年間離職率改善で+60万円

助成金の受給は1.2.3.は実施後、約10ヶ月～1年半後、4.5.は約2～3ヶ月後です。

受給までの流れ

- ① 助成金計画書の作成 ←当社が作成します。
- ② 広島労働局へ ← 事業所さまで持参していただきます。
- ③ 認定 ← 広島労働局より認定通知書が郵送で届きます。
- ④ 手数料を当社へお支払いいただきます。(受給申請額の10%)
- ⑤ 計画の実施
- ⑥ 受給申請 ← 広島労働局へ申請書を持参していただきます。
- ⑦ 入金

詳しくはこちら

プレシャスサービス株式会社 アントレプラット広島 担当：世良（せら）
広島市中区本通7-29 082-236-7887 info@entre-p.jp

